



【南九州市遊休施設利活用奨励金】 法人や団体が遊休施設（学校跡地等）を 取得して事業を行う方へ

交付額は遊休施設に課する固定資産税相当額の奨励金を交付します。
対象期間は、初回交付決定年度から10年間です。

■ 申請に必要な書類

申請期限は毎年度5月末日としていますので、申請者は以下の書類をご提出ください。

- ・ 申請書（第1号様式）
- ・ 法人の場合は履歴事項全部証明書（申請日より3か月以内に発行したもの）
- ・ 個人の場合は営業証明書
- ・ 遊休施設の奨励金計算書（第2号様式）
- ・ 事業計画及び美化管理計画書（第3号様式）

奨励金の額と対象期間

- ・ 交付額は、遊休施設に課する固定資産税相当額となり、減免がある場合はその額を控除します。
- ・ 対象期間は、初回交付決定年度から10年間です。

その他注意点

- ・ 申請の取り下げは、申請年度の1月末日まで可能です。
- ・ 必要に応じて、市長から事業状況に関する報告を求められることがあります。
- ・ 増築等の固定資産税相当額は対象外です。

■ 審査と交付の流れ

